

第3章 米子市の目指すべき姿



＜白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース＞

3－1：米子市が目指すべき環境像

3－2：第2次米子市環境基本計画における基本目標

3－3：基本方針と基本目標との関係

3－4：市、市民及び事業者の責務と役割

3-1：米子市が目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

○本市は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサール条約湿地として登録された中海とそこに生息する多様な野生動植物など、豊かで素晴らしい水辺環境を有しています。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものです。しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型における社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態は、私たちの生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしていきます。

本市では、環境基本条例の制定（平成17年（2005年）3月）により、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、更には、環境都市宣言（平成18年（2006年）3月）により、循環型社会を形成するために、住民、企業及び自治体が一体となり、環境先進都市を目指しています。

第1次計画では、本市の目指す環境像を「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～」とし、本市の特色であり、かつ、宝でもある、豊かな自然を守り、将来の世代を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいくことを目指しました。次の世代に、この素晴らしい環境を引き継いでいくことが、環境基本条例及び環境都市宣言の目的を達成することに繋がることから、第2次米子市環境基本計画においても、引き続き、上記環境像を掲げることとします。

なお、第2次米子市環境基本計画では、国や県の環境基本計画においても言及されている「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に取り組むこと、また、本市の上位計画となる「米子市まちづくりビジョン」の将来像である“住んで楽しいまちよなご”を環境の側面から支援していきます。

＜米子市が目指す方向と環境基本計画＞

「米子市まちづくりビジョン」

“住んで楽しいまちよなご”

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

第2次米子市環境基本計画（条例：第8条）

【環境施策（条例：第4条）】

⇒環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策

●基本理念（条例：第3条）

- ・市、市民及び事業者が協働し、自然との共生や潤いのあるまちづくりを行い、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境を保全していく。

●基本方針（条例：第7条）

- ①市民の健康の保護、快適な生活環境の確保
- ②人と自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全
- ③地域の特性を生かした景観の形成、自然・文化・産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- ④資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進
- ⑤地球環境保全に資する取組の推進

・「条例」＝米子市環境基本条例

3-2：第2次米子市環境基本計画における基本目標

○米子市の目指す環境像である“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”を実現するために、第2次米子市環境基本計画に5つの基本目標を設定します。

なお、この5つの基本目標は、国（第五次環境基本計画）や県（令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン：第3次鳥取県環境基本計画）の環境基本計画を踏まえた上で、米子市環境基本条例で定める基本理念（第3条）、基本方針（第7条）に基づき定めています。

「第2次米子市環境基本計画」

“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”

①低炭素社会

Point

気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスを減らす社会を目指します。

②循環型社会

Point

4R（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生利用する）の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。

③自然共生社会

Point

本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。

④安全・安心社会

Point

公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

⑤環境保全社会

Point

環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

3-3：基本方針と基本目標との関係

○米子市環境基本条例第7条で規定する環境施策の5つの基本方針と本計画で定める5つの目標との関係は以下のとおりです。



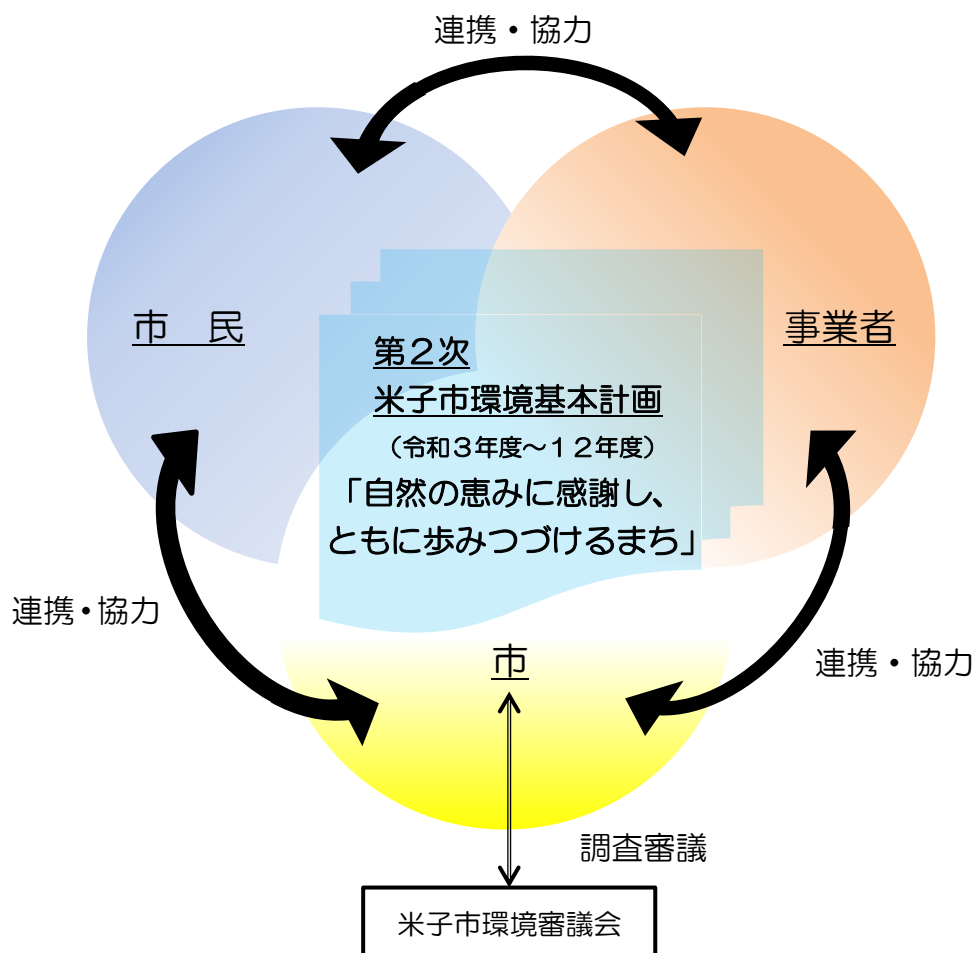
<米子市環境基本条例>

●環境施策の基本方針 第7条

⇒市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進する。

3-4：市、市民及び事業者の責務と役割

○第2次米子市環境基本計画における各施策を計画的かつ効果的に推進するためには、市民（個人・NPO 法人・市民活動団体等）、事業者、市それぞれにおける自発的な行動と、連携・協力が必要となります。



<米子市環境基本条例>

●市の責務・役割（第4条）

- ・環境施策の実施
- ・市民及び事業者の取組への支援

●市民の責務・役割（第5条）

- ・環境負荷の低減への取組
- ・市及び事業者の活動への協力

●事業者の責務・役割（第6条）

- ・事業活動に伴う公害防止
- ・環境負荷の低減への取組
- ・市及び市民の活動への協力

●市による推進体制の整備（第16条）

- ・市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的、効果的に推進するための体制整備

●環境審議会の設置（第19条）

- ・環境基本計画に関する事項の調査審議